

# 外国為替及び外国貿易法に基づく 輸出貿易管理令等の改正について (ロシア向け軍事能力等強化関連汎用品の輸出の禁止措置等)

令和5年1月27日 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部

## ロシア・ベラルーシ等輸出入等禁止措置(全体像)

(1) ロシア及びベラルーシ向け国際輸出管理レジームの対象品目の輸出等の禁止措置

軍事転用 可能な 品目の 輸出禁止 ※対象品目:工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術

【22年3月18日】

(2) ロシア及びベラルーシ向け軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置

※対象品目:半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術、催涙ガス、ロボット、レーザー溶接機等

【22年3月18日、**23年2月3日品目追加(ロシア向けのみ)**】

(3) ロシア向け化学・生物兵器関連物品等の輸出の禁止措置

※対象品目:<u>化学物質</u>、化学·生物兵器製造用の装置

【22年10月7日、**23年2月3日化学物質35物質追加**】

軍事関連 団体向け 輸出禁止

輸

出等禁止措置

(4) ロシア及びベラルーシの特定団体(軍事関連団体)への輸出等の禁止措置

※対象団体:ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等ロシア336団体、ベラルーシ27団体

※外務省告示により、ロシア49団体を追加。

【22年3月18日、4月1日、5月17日、7月12日、10月3日、**23年2月3日49団体追加**】

(5) ロシア向け先端的な物品等の輸出等の禁止措置

産業基盤 関連品目 輸出禁止 ※対象品目:量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術

【22年5月20日】

(6) ロシア向け産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置

※対象品目:貨物自動車、ブルドーザ等

【22年6月17日】

(7) ロシア向け石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置

【22年3月18日、5月20日)】

ぜいたく品輸出禁止

(8) ロシア向け奢侈品(しゃし品) 輸出の禁止措置

※対象品目:高級自動車、宝飾品等

【22年4月5日】

輸入等 禁止措置 (9) ロシアからの一部物品の輸入等の禁止措置

※対象品目:アルコール飲料、木材、機械類・電気機械、上限価格を超える原油の輸入(及び海上輸送に関連するサービスの提供)

【22年4月19日、12月5日】

ス (10)「ドネツク人民共和国」(自称) 及び「ルハンスク人民共和国」(自称)との間の輸出入の

禁止措置

【輸入は22年2月26日、輸出は22年3月18日】

輸出入 禁止措置

# 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について(ロシア向け軍事能力等強化関連汎用品等の輸出等の禁止措置)

- ○ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法(外 為法)に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、**ロシア向け軍事能力等強化関連 汎用品等の輸出等の禁止措置**を導入する旨発表(1月27日閣議了解)。
- ○今般、外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令を改正(1月27日閣議決定・公布、2月3日施行)。 これに合わせて同日付で関連する省令等を整備することにより、上記の輸出等禁止措置を導入する。

#### ○追加対象物品(※関連技術を含む)

〈核物質、核施設、核装置及びその他品目〉 放水銃システム、警棒、拘束器具、石油・天然ガス探査装置、リングマグネット、放射性物質取り扱い 装置等

貨物40品目 技術17品目

#### <材料加工関連品目>

爆発物・起爆剤の探知装置、X線検査装置、軸受、ポータブル発電機、ロボット、レーザー溶接機、 大型ボーリング機械、電気メッキ用の装置 等

く軍用の化学製剤の原料となる物質及び軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質> ブチルリチウム、メチルマグネシウムブロミド、ホルムアルデヒド、ジエタノールアミン、炭酸ジメチル、アンモニア、塩化水素、硫黄、フェンタニル及びその塩類 等

35物質

## 外国為替及び外国貿易法 (関連条文抜粋)及び補足点

(輸出の許可等)

第四十八条第三項

経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

(役務取引等)

第二十五条第六項

主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引(特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。)又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引(第四項に規定するものを除く。)(以下「役務取引等」という。)が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき、又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

#### ※これまでの我が国のロシア・ベラルーシ等輸出入禁止措置等については、以下のHPをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external\_economy/trade\_control/01\_seido/04\_seisai/crimea.html

#### ※米国及びEUの輸出禁止措置については、以下のHPをご参照ください。

米国: https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/country-guidance/russia-belarus

EU: https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russiaover-ukraine/

## ロシアへの輸出承認手続きに関するフローチャート

ロシア向けの貨物について、外為法第48条第3項に基づき、輸出承認を受ける義務を課すことにより輸出を禁止。

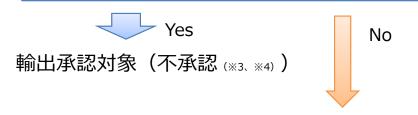
## ロシア向けの貨物



#### 特定団体 (軍事関連団体) 向けの貨物 (※1)



#### 輸出貿易管理令別表第2の3の貨物(※2)



輸出承認申請不要(※5)

- (※1)経済産業大臣が告示で指定する者(ロシア国防省、 ロシアの航空機メーカー等)
- (※2) 国際輸出管理レジーム対象品目(工作機械、炭素 繊維、高性能半導体等)、軍事能力等の強化に資す ると考えられる汎用品(一般的に使用される半導体、 コンピュータ、通信機器、**催涙ガス、ロボット、レー ザー溶接機**等)、奢侈品、先端的な物品(量子コン ピューター、3 Dプリンター等)、産業基盤強化に資する 物品(貨物自動車等)、化学兵器関連等物品(化 学物質、化学製剤・細菌製剤製造用の装置)
- (※3) 人道支援の目的等で輸出する場合は、承認することがある。詳細は次頁を参照
- (※4)輸出承認対象の場合であっても輸出貿易管理令別表第5及び第6に定める特例の対象となる場合は輸出承認は不要。(無償の救じゅつ品、個人の携帯品や職業用具等。ただし、無償の商品見本等を除く。)
- (※5)本措置以外に輸出承認対象となっている貨物については、当該貨物の輸出承認申請が必要。

(注意) 本フローチャートは、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3~7の輸出の承認に係る貨物に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制 内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

## ロシアを仕向地とする貨物の輸出承認について

輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3から第1号の7までに定める輸出については、「輸出貿易管理令の運用について」によるほか、既存のロシア向けの措置に加え、<u>令和5年2月3日より、下記の追加措置を実施します。</u>

#### ○適用品目等

輸出令別表第二の三に掲げる貨物のロシアを仕向地とするもの

## 別表第二の三の第二号 (46)~(85):新設

(注)上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第2に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、 当該貨物の承認は、当該の貨物の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。

#### ○輸出の承認

上記に該当する輸出は、原則として承認しない。ただし、次の1.~9.のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。

- 1. 食品·医薬品
- 2. 人道支援の目的で輸出するもの
- 3. サイバーセキュリティの確保に関するもの
- 4. 海洋の安全に関するもの
- 5. 消費者向けの通信機器 (PC、スマホ等 (ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。))
- 6. 民間向けの通信インフラ(インターネットを含む。)に関するもの
- 7. 政府間で輸出するもの(宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等)
- 8. 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は以下に掲げる国・地域(※)の法人が出資した法人(合弁を含む。)向けの輸出
- 9. 我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの

※米、EU27か国、豪、加、NZ、英

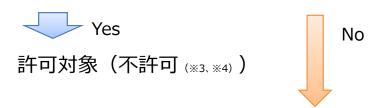
## ロシア等への役務取引許可手続きに関するフローチャート

ロシア向けの役務取引について、外為法第25条第6項に基づき、役務取引の許可を受ける義務を課すことにより特定の役務取引を禁止。

#### ロシア向けの役務取引



#### 特定団体(軍事関連団体)向けの役務取引(※1)



#### 役務取引等告示第2号の2及び第2号の4指定する役務取引(※2)



- (※1)経済産業大臣が告示で指定する者 (ロシア国防省、ロシアの航空機メー カー等)
- (※2) 国際輸出管理レジーム対象品目(工作機械、炭素繊維、高性能半導体等)、軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品(一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器、石油・天然ガス探査装置、ロボット等)、先端的な物品(量子コンピューター、3Dプリンター等)
- (※3) 人道支援の目的等で役務取引する場合は、許可することがある。詳細は次頁を参照
- (※4) 本措置以外に役務取引の許可対象と なっているものについては、当該役務取 引の許可申請が必要。

(注意) 本フローチャートは、外国為替令第18条第3項に基づく、平成22年経済産業省告示第93号の2の2~2の4の役務取引の許可に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、外国為替令等の関係法令を必ずご確認ください。

## 外為法第25条第6項の規定に基づくロシアに係る役務取引許可について

外為法第25条第6項及び外国為替令第18条第3項の経済産業大臣が指定する役務取引等を指定する件(以下「役務取引等告示」という。)の規定に基づき許可を要する役務取引の運用等について、<u>令和5年2月3日より、下記の措置を追加。</u>

#### ○適用品目等

役務取引等告示第2号の2から第2号の5までに掲げる役務取引

<許可対象となる役務取引>

ロシア向け軍事能力等強化関連汎用品等に係る役務取引(第2号の4)

別表第一 第36号~第52号:新設

#### ○役務取引の許可

上記に該当する役務取引は、原則として許可しない。ただし、次の1.~10.のいずれかに該当する場合には、許可を行うことがある。

- 1. 食品・医薬品に関するもの
- 2. 人道支援の目的のもの
- 3. サイバーセキュリティの確保に関するもの
- 4. 航空の安全に関するもの
- 5. 海洋の安全に関するもの
- 6. 消費者向けの通信機器に関するもの(PC、スマホ等に係るもの(ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを取引の相手等とするものを除く。))
- 7. 民間向けの通信インフラ(インターネットを含む。)に関するもの
- 8. 政府間の輸出に伴うもの(宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等)
- 9. 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は以下に掲げる国・地域(※)の法人が 出資した法人(合弁を含む。)を取引の相手等とするもの(ソフトフェアのアップデートを含む)
- 10. 我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの

## ※今回追加する貨物(1/3)

輸出貿易管理令別表第2の3 2 次に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が省令で定めるもの(前号に掲げる貨物を除く。)		貨物省令
	(46) 暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置並びにその部分品及び附属品	第49条
	(47) 警棒及びこれに類するもの並びにむち	第50条
+去+5-14加555 +去-3=	(48) 警察用のヘルメット及び盾並びにこれらの部分品	第51条
核物質、核装置、核施設及び	(49) 手錠、拘束衣その他の拘束のための器具並びにその部分品及び附属品	第52条
その他の品目	(50) 石油又は可燃性天然ガスの探査のための掘削に用いられる液体及び添加剤並びに 高圧ポンプ	第53条
	(51) 装置として用いられる環状の磁石	第54条
	(52) 放射性物質を物理的に封じ込め、及び放射線を遮蔽するように設計した装置	第55条
	(53) 催涙剤、くしゃみ剤及び爆薬並びにてき弾その他の爆発物並びに軍用及び民生用の 火工品並びにこれらの部分品	第56条
	(54) 指紋の採取に用いられる粉末、染料及びインク	第57条
	(55) 個人用の線量計及び鉱業その他の産業で使用される生命又は身体を防護するため の装置並びにこれらの部分品	第58条
材料、化学物	(56) 放射線の探知、監視又は測定のための装置及び放射線写真用の装置	第59条
質、微生物及び 有害物質	(57) 電解槽、粒子加速器、電気業用に設計した自動制御装置、フロンガス又は冷却水 を用いた冷却装置及び複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォームの製造用の装置	第60条
	(58) 複合材料に用いられる繊維	第61条
	(59) ワクチン、免疫毒素並びに軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しく はそのサブユニット又は遺伝子を含む医療製品及び診断用又は食品検査用のキット	第62条
	(60) トリメチレントリニトロアミンその他のエネルギー源となる物質を含む市販の爆薬及び導 爆線その他の火工品並びに気体の三ふっ化窒素	第63条

## ※今回追加する貨物(2/3)

輸出貿易管理令別表第2の3 2 次に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が省令で定めるもの(前号に掲げる貨物を除く。)		貨物省令
材料、化学物	(61) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質 若しくはその原料となる物質を含む混合物及び軍用の化学製剤の原料となる物質を含む 医療用、分析用、診断用又は食品検査用のキット	第64条
質、微生物及び 有害物質	(62) ポリアリーレンエーテルケトン	第65条
<del>作古</del> 物貝	(63) ニッケル及び銅の合金製の板、硬度が高い鋼製又は炭化タングステン製の玉軸受、りん酸トリブチル、硝酸、ふっ素並びにアルファ線源に用いられる物質	第66条
	(64) 爆発物又は起爆装置の探知装置及びその部分品	第67条
	(65) 透視装置及びその部分品	第68条
	(66) 高速度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸 受	第69条
	(67) ステンレス鋼製その他の合金製の管、継手及び弁	第70条
	(68) 溶融した金属用の電磁ポンプ	第71条
材料加工関連	(69) 可搬型の発電機及びその部分品	第72条
品目	(70) ベローズ弁	第73条
	(71) 歯車の製造用又は仕上げ用の機械	第74条
	(72) 寸法の測定装置	第75条
	(73) センサーから送信された情報を即時に処理し、プログラム又はデータの作成又は変更を 行うことができるロボット	第76条
	(74) (43)又は(71)から(73)までに掲げる貨物に使用するように設計した組立品、回路 基板及び刃	第77条

## ※今回追加する貨物(3/3)

輸出貿易管理令別表第2の3 2 次に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が省令で定めるもの(前号に掲げる貨物を除く。)		貨物省令
	(75) アイソスタチックプレス	第78条
	(76) ベローズの製造用の装置	第79条
	(77)レーザー溶接機、アーク溶接機及び電子ビーム溶接機	第80条
材料加工関連品目	(78) ニッケル及び銅の合金製の装置	第81条
	(79) 大型のボーリング機械及び鉱業で使用される大型の土木機械	第82条
	(80) ニッケル又はアルミニウムによる電気メッキ用の装置	第83条
	(81) 電動機とともに使用するように設計した産業用のポンプ	第84条
	(82) 高真空で使用するように設計した管、継手、弁、ガスケットその他の装置	第85条
	(83) 絞りスピニング加工機及びしごきスピニング加工機	第86条
	(84) 遠心力式釣合い試験機	第87条
	(85) オーステナイト系ステンレス鋼製の板、弁、管及びタンクその他の容器	第88条

#### ※今回追加する役務取引(1/2)

外国為替令第18条第3項に基づく告示 二の四 イ (略)

□ 別表第1に掲げる技術(外国為替令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術を除く。)を提供する取引

別表第1

核物質、
核装置、
仪衣旦、
核施設そ
化がいでは、
$\sigma$ # $\sigma$ $\Box$
の他の品

- (36)石油又は可燃性天然ガスの探査のための水圧破砕の設計及び分析用のプログラム及びデータ
- (37)別表第二の三貨物省令第四十九条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計したプログラム
- (38)プログラムであって、次のいずれかに該当するもの
  - イ 中性子の計算又はモデリングのために設計したもの
- ロ 放射線挙動の計算又はモデリングのために設計したもの
- ハ 流体力学の計算又はモデリングのために設計したもの
- (39) 別表第二の三貨物省令第四十九条に該当するものの設計又は製造のために必要な技術(プログラムを除く。)
- (40) 別表第二の三貨物省令第五十二条に該当するもの(部分品及び附属品を除く。)の設計又は製造のために専ら用いる技術(プログラムを除く。)

#### 材料、化 学物質、 微生物及 び有害物 質

- (41) プログラムであって、次のいずれかに該当するもの
- イ 別表第二の三貨物省令第六十条第三号に該当するもののために特に設計されたもの
- □ 別表第二の三貨物省令第六十条第五号に該当するもののために特に設計されたもの
- (42) 別表第二の三貨物省令第六十一条に該当するものの設計、製造又は使用のための技術(プログラムを除く。)

### 材料加工 関連品目

- (43) 別表第二の三貨物省令第六十七条に該当するもの(部分品を除く。)の設計、製造又は使用のために特に 設計又は改造したプログラム
- (44) 別表第二の三貨物省令第六十八条に該当するもの(部分品を除く。)の設計、製造又は使用のために必要なプログラム

※ラ凹垣加	9 る伎務取り(2/2)	※規制の詳細は、外国為台令寺の関係法令を必りご確認ください。
	(45) 別表第二の三貨物省令第七十四条から第七十七条また ために特に設計したプログラム	でのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用の
	(46) 適応制御を行うためのプログラムであって、次のイ及びロに イ フレキシブル製造システムで用いられるもの ロ 次に掲げる方法その他の探知の方法のいずれか二以上のフ 実時間処理で、プログラム又はデータの作成又は変更を行うことが (一) マシンビジョン	方法によって同時に得られる信号を用いることにより、

# 材料加工

関連品目

- **亦タト泳イメーンノソ**
- (三) 音響イメージング
- (四) 触覚の測定
- (五) 慣性による位置決め
- (六) 力の測定
- (七) トルクの測定
- (47) 別表第二の三貨物省令第七十条又は第七十一条に該当するものの設計、製造又は使用のために特に設計 又は改造したプログラム
- (48) 別表第二の三貨物省令第七十二条に該当するもの(部分品を除く。)の設計又は製造のために特に設計し たプログラム
- (49) 第四十四号に該当するものの設計又は別表第二の三貨物省令第六十八条に該当するもの(部分品を除 く。)の設計、製造若しくは使用のために必要な技術(プログラムを除く。)
- (50) 別表第二の三貨物省令第七十四条から第七十六条までのいずれかに該当するものの使用のための技術(プ ログラムを除く。)
- (51) 別表第二の三貨物省令第七十条又は第七十一条に該当するものの使用のための技術(プログラムを除く。)
- (52) 別表第二の三貨物省令第七十二条に該当する可搬型の発電機の使用のための技術(プログラムを除く。)

## 新たに対象となる化学物質(1/2)

貨物省令第1条第33号~第60号

|48|メチルジエタノールアミン塩酸塩

50 ジイソプロピルアミン塩酸塩

49 ジエチルアミン塩酸塩

化学物質名	CAS番号※ (例示)		化学物質名	CAS番号 (例示)
33 水銀	7439-97-6	51	3―キヌクリジノン塩酸塩	1193-65-3
34 塩化バリウム	10361-37-2	52	3―キヌクリジノール塩酸塩	6238-13-7
35 硫酸	7664-93-9	53	(R)−3─キヌクリジノール塩酸塩	42437-96-7
36 3・3 ジメチル 1 ブテン	558-37-2	54	N・N―ジエチルアミノエタノール塩酸塩	14426-20-1
37 ピバルアルデヒド	630-19-3	55	アンモニア	7664-41-7
38 1-クロロ-2・2-ジメチルプロパン	753-89-9	56	炭化カルシウム(別名カーバイド)	75-20-7
39 2—メチルブテン	26760-64-5	57	一酸化炭素	630-08-0
40 2-クロロ-3-メチルブタン	631-65-2	58	塩化水素	7647-01-0
41 ピナコール	76-09-5	59	硫黄	7704-34-9
42 2-メチル-2-ブテン	513-35-9	60	二酸化硫黄	7446-09-5
43 ブチルリチウム	109-72-8			
44 メチルマグネシウムブロミド	75-16-1			
45 ホルムアルデヒド	50-00-0			
46 ジエタノールアミン	111-42-2			

616-38-6

54060-15-0

660-68-4

819-79-4

注)上記の化学物質のうち、混合物にあっては物質の含有量が全重量の90%を超える場合は輸出禁止の対象

<sup>※</sup>アメリカ化学会の機関であるCAS(Chemical Abstracts Service)が個々の化学物質又は化学物質群に付与している登録番号

## 新たに対象となる化学物質(2/2)

## 貨物省令第1条第102号~第108号

	化学物質名	CAS番号※ (例示)
102	N─(1─フェネチル─4─ピペリジル)プロピオンアニリド(別名フェンタニル)及びその塩類	437-38-7
	N―〔1―〔2―(4―エチル―5―オキソ―2―テトラゾリン―1―イル)エチル〕―4― (メトキシメチル)―4―ピペリジル〕プロピオンアニリド(別名アルフェンタニル)及びその塩類	71195-58-9
	N―〔4―(メトキシメチル)―1―〔2―(2―チエニル)エチル〕―4―ピペリジル〕プロピオンアニリド (別名スフェンタニル)及びその塩類	56030-54-7
105	1─(2─メトキシカルボニルエチル)─4─(フェニルプロピオニルアミノ)ピペリジン─4─カルボン酸メチルエステル(別名レミフェンタニル)及びその塩類	132875-61-7
106	メチル─1─フェネチル─4─(N─フェニルプロパンアミド)ピペリジン─4─カルボキシラート及びその塩類	59708-52-0
107	4アニリノ1フェネチルピペリジン	21409-26-7
108	1フェネチルピペリジン4-オン	39742-60-4

<sup>※</sup>アメリカ化学会の機関であるCAS(Chemical Abstracts Service)が個々の化学物質又は化学物質群に付与している登録番号

#### 輸出禁止の対象となるロシアの特定団体(軍事関連団体)の追加(1月27日告示公布、2月3日施行)(1/2)

- ○輸出等に係る禁止措置の対象として我が国が指定するロシア連邦の特定団体(令和5年外務省告示第32号) (49団体追加)
- 288 A. リュリキ試験設計局 (別称、A. リュリキOKB、FL A. リュリキ OKB、UEC-UMPO支部 A. リュリキ試験設計局)
- 289 A. リュリキ科学技術センター(別称、FL NTTs A. リュリキ、UEC-Saturn支部A.リュリキ科学技術センター)
- 290 株式会社アヴィアアグレガート
- 291 航空流体力学中央研究所(別称、TsAGI)
- 292 非公開株式会社トゥルボルス (別称、トゥルボルス ZAO)
- 293 連邦自治機関 P. I. バラノフ名称エンジン製造中央研究所 (別称、航空動力中央研究所、CAIM)
- 294 連邦国家予算機関 N.E.ジュコフスキー名称国立研究センター研究所(別称、ジュコフスキー国立研究所)
- 295 連邦国家単一企業国立航空システム科学研究所(別称、GosNIIAS)
- 296 株式会社第121航空修理工場(別称、121 ARZ)
- 297 株式会社第123航空修理工場(別称、123 ARZ)
- 298 株式会社第218航空修理工場(別称、218 ARZ)
- 299 株式会社第360航空修理工場(別称、360 ARZ)
- 300 株式会社第514航空修理工場(別称、514 ARZ)
- 301 株式会社766 UPTK
- 302 株式会社アラミル航空修理工場 (別称、AARZ)
- 303 株式会社アヴィアレモント (別称、アヴィアレモント)
- 304 株式会社M.M.グロモフ名称飛行研究所 (別称、FRIグロモフ)
- 305 株式会社メタルリスト・サマラ (別称、メタルリスト・サマラ)
- 306 株式会社 V. V. チェルニシェフ名称モスクワ機械製造試験場(別称、MMP V. V. チェルニシェフ)
- 307 株式会社鉄鋼科学研究所(別称、鉄鋼科学研究所)
- 308 株式会社レムディゼリ
- 309 株式会社特別工業技術拠点ズヴョーズダチカ(別称、SPTBズヴョーズダチカ)
- 310 株式会社STAR(別称、UEC-STAR)

#### 輸出禁止の対象となるロシアの特定団体(軍事関連団体)の追加(1月27日告示公布、2月3日施行)(2/2)

- 311 株式会社ヴォトキンスク機械製造工場
- 312 株式会社ヤロスラヴリ無線工場(別称、公共株式会社ヤロスラヴリラジオワークス、YRZ)
- 313 株式会社ズラトウストフスキー機械製造工場(別称、株式会社ズラトマシュ)
- 314 有限会社特殊生産センターOSK推進力(別称、OSK推進力)
- 315 リトカリノ機械製造工場(別称、UEC-UMPO支部リトカリノ機械製造工場)
- 316 モスクワ航空大学 (別称、MAI)
- 317 モスクワ熱技術研究所(別称、MITT)
- 318 オムスク動力製造設計局(別称、FL UEC-Saturn-OMKB、オムスクエンジン設計局、PAO UEC-サターン支部オムスク動力製造設計局)
- 319 公開株式会社第20航空修理工場(別称、20 ARZ)
- 320 公開株式会社第32飛行支援機器修理工場(別称、32 RZ SOP)
- 321 公開株式会社第170飛行支援機器修理工場(別称、170 RZ SOP)
- 322 公開株式会社第275航空修理工場(別称、275 ARZ)
- 323 公開株式会社第308航空修理工場(別称、308 ARZ)
- 324 公開株式会社第322航空修理工場(別称、322 ARZ)
- 325 公開株式会社第325航空修理工場(別称、325 ARZ)
- 326 公開株式会社第680航空機修理工場(別称、680 ARZ)
- 327 公開株式会社第720飛行支援機器修理工場(別称、720 RZ SOP)
- 328 公開株式会社ヴォルゴグラード無線技術機器工場(別称、VZ RTO)
- 329 公共株式会社アグレガート
- 330 ロシア無線航法・時刻研究所 (別称、RIRT)
- 331 サリュート・ガスタービン研究製造センター
- 332 ズヴョーズダチカ造船所・学術生産団体ヴィント (別称、SPUヴィント、学術生産公団ヴィント)
- 333 応用音響科学研究所(別称、NIIPA)
- 334 S. A. チャプリギン名称シベリア航空科学研究所(別称、SibNIA)
- 335 ソフトウェア研究所(別称、株式会社ソフトウェアツール研究所、株式会社NII PS)
- 336 トゥーラ兵器工場(別称、トゥーラ、トゥーラ兵器庫、トゥーラ帝国兵器工場)

## 貿易管理トップページ

https://www.meti.go.jp/policy/external\_economy/trade\_control/index.html

対ロシア等制裁関連のページ

https://www.meti.go.jp/policy/external\_economy/trade\_control/01\_seido/04\_seisai/crimea.html

- ・輸出に関するご相談 (可能な限り、想定している貨物・役務や仕向先と併せてご相談ください)
- ⇒貿易管理部 貿易審査課
- ・制度に関するご相談
- ⇒貿易管理部 貿易管理課

お問い合わせメール宛先(共通) bzl-russia-seisai@meti.go.jp

